

(経済産業省と同時公表)

平成25年7月8日

消費生活用製品のリコール情報（踏み台）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、コーナン商事株式会社が輸入した踏み台のリコール情報（使用中の呼び掛け及び製品交換）を以下のとおり公表します。

コーナン商事株式会社が輸入した踏み台について、当該製品のヒンジ部（折りたたみ式の脚部を開閉するちょうつがい部）が破損し、使用者が転倒し、負傷する重大製品事故が発生しました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成24年12月7日に「ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故」として公表していたものです（管理番号A201200650）。

調査の結果、当該製品の脚部を支えるヒンジ部リベットを製造工程において留める際に、樹脂部品と脚部をリベットでかしめたとき樹脂に大きな引っ張り力が加わったため、樹脂部品のリベット孔周辺に亀裂が生じ、使用によってヒンジ部が破断し、事故に至ったものと考えられます。

このため、コーナン商事株式会社では、事故の再発防止を図るため、本日から使用中を呼び掛けるとともに、8月中旬を目途に、対象製品について無償交換を実施します。

消費者庁として、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、直ちに当該製品の使用を中止していただくよう呼びかけます。

(1) コーナン商事株式会社が輸入した踏み台について（管理番号A201200650）

① 事故事象について

コーナン商事株式会社が輸入した踏み台を使用中、当該製品のヒンジ部（折りたたみ式の脚部を開閉するちょうつがい部）が破損し、転倒、負傷しました。

当該事故の原因は、上記のとおりです。

これまで同社が輸入した同型の踏み台で発生した当該事故の原因による重大製品事故は1件（本件事故）報告を受けています。

また、同種事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（「NITE」）に報告された事故は1件（製品破損）です。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日、ホームページへ情報を掲載するとともに、販売店店頭での告知ポスター掲示を実施し、使用中を呼び掛けるとともに、8月中旬を目途に、対象製品について無償交換を実施します。

③対象製品：商品名、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	販売期間	対象台数
アルミ スリム踏み台 2段	4522831517138	平成19年6月18日 ～ 平成25年1月22日	7,397台
アルミ スリム踏み台 3段	4522831517145		7,059台
合 計			14,456台

対象製品の外観



スリム2段

スリム3段

対象製品の確認方法：天板裏の表示ラベル（下図赤丸囲い部分）に、当該製品のJANコード（13桁）が記載されています。



④事業者の対応

使用中止を呼び掛けるとともに、平成25年8月中旬を目途に、無償交換を実施します。

⑤事業者の告知

- ・ホームページへの情報掲載 平成25年7月8日(月)
- ・販売店店頭での告知ポスター掲示 平成25年7月8日(月)

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(コーナン商事の問合せ先)

お客様お問い合わせ窓口 お客様サービス室

電話番号：0120-04-1910(固定電話専用)

受付時間：9時～18時(土・日・祝日を除く。)

ホームページ：<http://www.hc-kohnan.com/>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担当：大木、長井、川船^{かわふね}

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

(コーナン商事株式会社が輸入した踏み台についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、水野、長沼 電話：03-3501-1707(直通)

FAX：03-3501-2805

■当該リコールにおける消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200650	平成24年11月13日	平成24年12月5日	踏み台	3段	コーナン商事株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のヒンジ部(折りたたみ式の脚部を開閉するちょうつがい部)が破損し、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品の脚部を支えるヒンジ部リベットを製造工程において留める際に、樹脂部品と脚部をリベットでかしたとき樹脂に大きな引っ張り力が加わったため、樹脂部品のリベット孔周辺に亀裂が生じ、使用によってヒンジ部が破断し、事故に至ったものと考えられる。	和歌山県	平成24年12月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの7月8日から使用中止の呼び掛けを実施(特記事項を参照)